

こせき の
戸籍にフリガナが載る
うんどう み

～ わたしたちの運動が実をむすんだ ～

フジワラ タダシ

かなもじかいは 1979年、ねん ほうむだいじん みんじぎょうせいしんぎいかいちょう法務大臣および民事行政審議会会長にあて、
けんぎつぎの建議をおこないました。



1. こせきぼ じけい かんじ戸籍簿に、はつおん字形（漢字）とならんで、とうきらん発音（カナ）の登記欄をもうける。
2. じけい かんじ字形（漢字）またははつおん発音（カナ）の、いつぼう ひょうきどちらか一方の表記だけで、ほうてき法的
こうしき しめいひょうきに公式な氏名表記とみとめる。

り ゆう
理 由

じんめいすべての人名は、いっせい一定のはつおん発音（呼びかた）でなりたち、よまた、ひょうきそれを表記
いっせいする一定のじけい字形でなりたっています。したがって人名の表記は、じんめい ひょうき じけい字形即発音
もつと この かたちであることが、く最も好ましい形であります。わが国で常用している漢字
だいぶぶん いちじすうおん じんめい じけい はつおん かなら いっちの大部分は一字数音であるため、人名の字形と発音とは必ずしも一致して
げんこうこせきほう かんじ じけい とうきおりません。そのため、はつおん現行戸籍法で漢字の字形だけを登記しているのは、
はつおん じんめい はんめん とうき発音がしめされず、人名の半面だけの登記にすぎません。

じんめい はつおん人名の発音があきらかにされないことは、しゃかいせいいかつ ししょう社会生活にさまざまな支障をお
こうせいろう じむきかい しょう しょうがい ないかく かくたつこします。ことに高精能の事務機械の使用に障害となります。内閣は、閣達
こう ころ しょうわ ねん じむぶんしよ じんめい が甲104号（昭和24年）で、事務文書での人名カナ書きをみとめておりま
ぜんしん ばあい はつおん ひょうき せいとうすが、これをさらに前進させ、すべての場合に発音（カナ）の表記を正当な
じんめいひょうき ほうてきこんきよ しょうらい しゃかい ひつよう人名表記として法的根拠をあたえることが、将来の社会のため、必要なこと
かんがと考えます。

いじょう ころ じんめい ひょうき ほうてきこんきよ（以上、「カナノヒカリ」679号「人名の カナ表記に 法的根拠を」より
ばつすい抜粋。（フリガナはフジワラによる。）



このことは、その後も折にふれ訴えてきました。「カナノヒカリ」936号「漢字も一役買った「年金記録漏れ」問題」（2007年）など

そして昨年6月、戸籍法の改正がおこなわれ、戸籍簿に氏名の「振り仮名」が載せられることになりました。来年5月に施行される予定です。

この法改正の目的は、つぎのようなものとされています。



今まで、氏名の振り仮名は戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されることで、以下の効果が期待されます。

行政のデジタル化基盤整備の促進

本人確認情報としての利用

各種規制の潜脱行為の防止

（以上、法務省作成のリーフレット『戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまで』より抜粋。（フリガナはフジワラによる。））



つまり、漢字はデジタル化の障害物であり、本人確認の役に立たないが、悪事をするのには役に立つ、ということを経府が認めたということです。

もちろん、これを実現したのはカナモジカイだけの力ではありませんが、すくなくとも、カナモジカイの主張が、デジタル化社会の到来を先んじて見通したものであったことが証明されました。

しかしながら、確定したのは、建議の1の項目であり、2の項目については、これを完全に実現するためには、さらなる運動を展開していく必要があります。みなさん、カナモジカイの運動は、カタツムリのあゆみのようではあっても、着実に前進しています。カナモジカイの主張は、時代の流れに沿った、理にかなったものだからです。確信をもって進みましょう！